

成田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付規則

(目的)

第 1 条 この規則は、自転車乗車用ヘルメットを使用する者（以下「使用者」という。）又はその保護者に対し、自転車乗車用ヘルメットの購入に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、もって交通事故の被害の軽減及び交通安全の意識の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において「自転車乗車用ヘルメット」とは、自転車に乗車する際に着用して頭部を保護する目的で製造されたヘルメットであつて、一定の安全基準に適合するものとして市長が別に定めるものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 成田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する使用者（当該使用者が未成年者である場合には、当該使用者及びその保護者。第 5 条第 1 項第 3 号及び第 4 号において同じ。）とする。

- (1) 第 5 条第 1 項本文の規定による申請の日において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときは、当該住民基本台帳に記録されていることを要しない。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、自転車乗車用ヘルメットの購入に要する費用（当該自転車乗車用ヘルメットの購入に係る送料を除く。）の額から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、使用者 1 人につき 2, 0 0 0 円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が自転車乗車用ヘルメットの購入に係る同様の補助金等の交付を他の地方公共団体から受けている場合にあっては、補助の対象としない。

3 補助金は、使用者 1 人につき自転車乗車用ヘルメット 1 個かつ 1 回限り交付する。

(交付の申請等)

第5条 使用者（当該使用者が未成年者である場合には、その保護者）は、補助金の交付を受けようとするときは、成田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第3号及び第4号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 自転車乗車用ヘルメットの購入に係る領収書の写し
- (2) 自転車乗車用ヘルメットに該当することを証する書類の写し
- (3) 使用者の住民票の写し
- (4) 使用者の市税の納付状況を確認できる書類
- (5) 誓約書（別記第2号様式）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定による申請をもって、当該申請に係る実績の報告があったものとみなす。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、成田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定・却下通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

(交付の請求)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、成田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付請求書（別記第4号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第6条第2項の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に自転車乗車用ヘルメットを購入した者について適用する。

[別記様式 略]